

令和6年2月6日版

令和6年度



中学校入学説明会資料

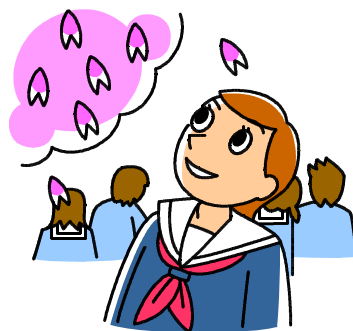


鹿屋市立第一鹿屋中学校

楽しく充実した中学校生活を送るために

6年間の小学校生活を終え、第一鹿屋中学校に入学する日まで、あとわずかになりました。皆さんは今、期待と不安が入り交じった気持ちではないでしょうか。

そんな皆さんのために、第一鹿屋中学校に入学する前に、どんな準備をしていけばよいかをまとめてみました。ここに書いてあることをしっかりと確認し、入学の日には、元気いっぱいに登校することができますよう先輩方・先生方一同心待ちにしています。

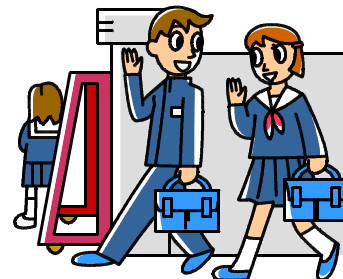


1 自分の力を十分発揮するために 目標をもって入学する。

- (1) 中学校に入学したら、「こんなことをがんばりたい」「こんなことを伸ばしたい」というものを持っていますか。
- (2) 今までの生活を振り返って、よいところを伸ばし、がんばりが足りなかったところをおぎなうような努力をしていますか。

2 充実した生活にするために 時間をうまく使う。

- (1) 早寝早起きができていますか。
- (2) 学習を始める時刻は、いつも決まっていますか。
- (3) 学習する内容や量は、自分で満足できるものですか。
- (4) 5分前の行動を心掛けていますか。



3 休まず登校し、自分の力を十分発揮するために じょうぶな体をつくる。

- (1) カゼなどの病気に、かかりやすくなっていますか。
- (2) 少し無理すると、疲れやすくなっていますか。
- (3) 休み時間など、外に出て体を動かしていますか。

4 中学校での授業がよく分かるようにするために

小学校での学習を総復習しておく。

- (1) 確かな学力を付けるために、授業中は真剣に取り組んでいますか。
- (2) 家での課題（宿題・予習・復習）は、必ずやっていくようにしていますか。
- (3) 忘れ物はしていませんか。

5 自分の弱い心に負けないために 強い心をつくる。

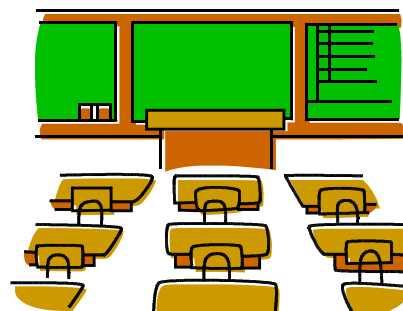
- (1) 今日やるべきことを明日に延ばしていませんか。
- (2) 勉強をする時間に、テレビを見たり、ゲームをしたりしていませんか。

6 楽しく充実した中学校生活を送るために 自分で考え、実行する力を付ける。

- (1) 先生やおうちの人から言われなくても、進んで行動できていますか。

中学校は、部活動や生徒会活動など、自分の力を発揮する場が増え、楽しく充実した生活を送ることができる場所です。けれども、そのような生活を送るためには、今まで説明してきたことが自分のものとなっていなければなりません。

楽しく充実した生活は、自分の力で作り出していくものです。あとわずかな小学校生活を自分の満足いくものにし、自信をもって入学できるようにしましょう。



1 本校の概要

本校は、昭和22年4月に西原中学校として設立され、本年度で創立77年目になります。校区内には西原小学校、西原台小学校、野里小学校の3つの小学校があり、卒業生は2万人を超える、県内でも有数の大規模校です。

現在の生徒数は625名（1月19日現在）です。

明るく素直で元気のある生徒が多く、文武両道を目指し、学業や学校行事等に意欲的に取り組んでいます。また、19の部活動があり、各顧問の指導のもとで元気よく活動を展開しています。

2 令和6年度学校経営方針

(1) 学校教育目標

生きる力を育み、夢の現実に向けて、自ら考え、主体的に行動する生徒を育成する。

～ 地域とともに教育を創造し、生徒一人一人の個性と能力を伸ばす学校 ～

(2) 校訓

「自律」「協同」「勤労」

(3) 目指す生徒像 ～ 気付き、考え、行動する生徒 ～

- ア 自ら学び、意見をしっかりとめ、相手に伝えられる生徒
- イ 他者を理解し、協力して問題解決に努める生徒
- ウ 目的意識をもって粘り強く最後までやり抜く生徒
- エ 感謝の心をもち、礼儀正しく人を大切にする生徒
- オ 心身ともに健康で活力に満ちた生徒

3 学校生活について

(1) 学習面

ア 目標

- ① 授業には真剣に集中して参加する。
- ② 分からないこと、できないことをそのままにしておくのではなく、先生に質問したり、友人に聞いたりして理解できるようにする。
- ③ 毎日必ず、その日の授業の復習を行う習慣を身に付ける。
※ 宅習時間の目安 ⇒ 学年×30分+60分
- ④ 卒業後の進路や将来の夢を意識しながら、学習に取り組む。

イ 留意事項

- ① 定期テスト〔前期中間（6月）・前期期末（9月）・後期中間（11月）・後期期末（2月）〕を実施します。成績は連絡表でお知らせします。
※ 通知表の配布時期は、前期は10月上旬、後期は3月25日となります。
- ② 子どもたちの学力向上を目指し、学校及び各家庭が担う役割を明確にするとともに、お互いの連携を大切にしていきます。

【学校の役割】

教材・授業研究をとおして「分かる授業」づくりに励み、授業の充実を図る。

【家庭の役割】

学習習慣を身に付けさせるとともに、家庭学習の見届けを行う。

(2) 生活面

ア 目標

- ① ルールを守り，明るく，楽しい学校生活を送るよう心掛ける。
- ② お互いに支え合い，いじめのない思いやりのある人間関係を築く。
- ③ 自己中心ではなく，友人・家族・地域のために行動できるよう努める。
- ④ 周りの人への感謝の気持ちを忘れずに生活する。

イ 留意事項

- ① 規則正しい生活に心掛け，基本的な生活習慣の確立をお願いします。
- ② お子さんとの毎日の会話を大切にしてください。
- ③ 情報化社会の中で正しくメディア等を活用することは大切なことですが，スマートフォンやSNSに係るトラブルは全国でも話題になっており，本校も例外ではありません。フィルタリングの設定や正しい使用方法，利用時間の制限など，家庭で情報モラルを守らせるように努めてください。
また，鹿屋市P連は「9時OFF」を提言しています。
- ④ 「かごしま自転車条例」に基づき，自転車に乗る際のヘルメット着用と自転車損害賠償保健等への加入が義務付けられています。

4 登下校について

(1) 原則

徒歩，自転車，スクールバス（高須地区）での通学が原則です。安全に十分注意し，事故のないように気を付けさせてください。

(2) 自転車通学について

ア 自転車通学を認める地域は，次のとおりです。（平成23年5月6日規制改正）

- ・ 野里小学校区
⇒ 野里町，上野町，今坂町一部
- ・ 西原台小学校区
⇒ 郷之原町のバイパスより遠いところ，もしくは郷之原トンネルより奥の地域）
- ・ 西原小学校区
⇒ 大浦町

イ 学校で定められた規格で，許可証を付けた自転車を使用します。

- ① ハンドル，ハブステップ等の改造をしていない自転車
- ② ブレーキ，ベル，ライト等に不備がない自転車
- ③ 荷台がついている自転車
- ④ 防犯登録を行っている自転車

※ マウンテンバイク，スポーツタイプは不可

ウ 毎月26日は「二重ロックの日」と定め，自転車点検を行います。

エ 運転の際は，ヘルメットを必ず着用するなど，規定を遵守するようにしてください。

オ ルール違反をした場合は，自転車通学の停止や取り消しの措置を行うことがあります。十分気を付けてください。

カ 自転車通学の申請については，次の手順をお願いします。

- ① 希望者は学級担任から自転車通学許可申請書を受け取り，必要事項を記入して担任へ提出する。
- ② 許可がおりた後ステッカーを購入し，自転車に貼り付ける。
- ③ 通学規定をきちんと遵守し，自転車通学を開始する。

5 令和6年度の主な行事計画案（PTA行事も含む）

月	主 な 行 事 等
4	新任式，始業式，入学式，学級PTA，身体計測，知能検査，標準学力検査，各種検診 PTA役員会及び専門部会，交通安全教室，生徒会対面式，全国学力・学習状況調査（3年）
5	生徒総会，PTA総会，実力テスト（3年），職場体験学習（3年），修学旅行（2年）， 避難訓練，各種検診
6	前期中間テスト，地区中体連総体（部活動），第1回学校運営協議会 上級学校説明会（3年），生徒会海岸清掃，学年・学級PTA（全学年）
7	家庭訪問，三者相談，終業式，県中体連総体（部活動）
8	出校日，PTA奉仕作業，かのや夏祭り
9	始業式，実力テスト（3年），前期期末テスト，体育大会，避難訓練，教育実習
10	生徒会立合演説会・選挙，地区中体連新人大会（部活動），実力テスト（3年），芸術鑑賞会
11	後期中間テスト，学歌祭（文化祭），生徒会引継ぎ式，PTA物販， 学年・学級PTA（3年），三者相談（3年），社会人講話（2年）専門高校フェスタ（1年）
12	第2回学校運営協議会，学年・学級PTA（1・2年），先輩講話（1年），終業式
1	始業式，私立高校等入試，実力テスト（3年），鹿児島学習定着度調査（1年・2年）， 入学説明会
2	公立高校推薦入試，後期期末テスト，第3回学校運営協議会，教育相談， 学年・学級PTA（3年），学年・学級PTA（1・2年）
3	公立高校入試，クラスマッチ，卒業式，修了式，離任式

※ 集団宿泊学習（1年）は日程調整中

6 入学式へ向けて

(1) 入学式について

ア 期日

令和6年4月8日（月）

イ 日程

- | | | | |
|--------------------|--------|---|--------|
| ① 学級編成表掲示・受付（正面玄関） | 12時50分 | ～ | 13時10分 |
| ② 新入生集合・説明（武道館周辺） | 13時10分 | ～ | 13時40分 |
| ③ 新入生入場 | 13時50分 | ～ | |
| ④ 入学式（体育館） | 14時00分 | ～ | 14時50分 |
| ⑤ 学級活動（各学級） | 15時00分 | ～ | 15時30分 |
| ※ PTA役員選出（保護者） | 15時00分 | ～ | 16時00分 |

ウ 連絡

- ① 新入生は，**制服で登校**してください。
- ② 入学式当日，市教育委員会発行の「**入学通知書**」を受付で提出してください。
- ③ **受付は，正面玄関内**で行います。親子同伴で受付をし，出席確認をしてください。
- ④ 新入生は，**スリッパ（記名），体育館シューズを持参**してください。保護者も上履きをご準備ください。

※ 入学式の詳しい案内・日程については，改めてご案内いたします。

(2) 入学式までに準備するもの（購入・発注）

◆ 購入

制服，靴，上履き（スリッパ），カバン，体育服，体育館シューズ，ジャージ
通学用自転車，ヘルメット（自転車通学生のみ），学用品，ネーム

(3) 入学用品の購入について（取扱店の紹介）

① 新制服の取扱店の紹介

	販 売 店 名	住 所	電話番号
ア	旭制服	旭原町 3 6 0 1 - 1 5	4 2 - 3 3 7 1
イ	池之上百貨店	向江町 8 - 3	4 2 - 2 1 9 1
ウ	桜きものサロン	大手町 2 - 3	4 3 - 9 0 7 0
エ	とおや	本町 8 - 1 0	4 4 - 3 1 2 3

② 体育服・ジャージ・体育館シューズ・クォーターパンツ・帽子 等

◆ 購買部【学校内】（吉満文具） Tel 4 4 - 0 8 0 8

③ 通学用カバン取扱店

◆ 購買部【学校内】（吉満文具） Tel 4 4 - 0 8 0 8

◆ 旭制服（旭原町 3 6 0 1 - 1 5） Tel 4 2 - 3 3 7 1

◆ 池之上百貨店（向江町 8 - 3） Tel 4 2 - 2 1 9 1

④ 通学用自転車

◆ 各自転車販売店（本校規定に合致するもの）

⑤ 自転車用ヘルメット（安全基準に適合した普通のヘルメット）

◆ 池之上百貨店（向江町 8 - 3） Tel 4 2 - 2 1 9 1

※ 購買部で購入するものについては、「吉満文具」さんへお問い合わせください。

【参考資料】価格表（令和 6 年度入学生）

制 服	ジャケット 男女兼用	2 2, 0 0 0 円	※ 令和 5 年度 からブレザー の新しい制服 になりました。 なお、従来の 制服（詰めの 襟、セーラー） は、令和 7 年 度まで使用可 ります。
	ニットシャツ 長袖	3, 3 0 0 円	
	ポロシャツ 半袖	4, 3 0 0 円	
	夏スラックス（裾加工込み）	1 3, 4 0 0 円	
	夏女子スラックス（裾加工込み）	1 3, 7 0 0 円	
	夏スカート	1 3, 5 0 0 円	
	ベスト（希望者のみ）グレー	3, 3 0 0 円	
	セーター（希望者のみ）グレー （新規追加）	3, 7 4 0 円	
体 育 服	【購】 長袖 ジャージ（上）	6, 3 0 0 円	←記載の【購】 は、購買部で 購入できる品 物になります。
	【購】 長ズボンジャージ（下）	4, 4 0 0 円	
	【購】 半袖 体操シャツ（男女別）	2, 4 7 0 円	
	【購】 長袖 体操シャツ（男女別）	2, 8 2 0 円	
	【購】 クォーターパンツ（男女兼用）	2, 6 3 0 円	
	【購】 体育館シューズ（袋付き）	3, 2 5 0 円	
	【購】 帽子	6 9 0 円	
そ の 他	【購】 カバン （R 6 年度から新デザインに変更）	9, 5 0 0 円	
	【購】 スリッパ	2, 1 0 0 円	
	【購】 ネーム（1 枚）	3 2 0 円	
	【購】 通学靴	3, 8 0 0 円	

7 学年徴収金について

給食費とは別に、学年徴収金（教材費、実習費、学年行事・活動関係等）を徴収します。
金額や納金方法等については、入学後お知らせします（別紙参照）。

〔参考〕

※ 令和5年度実績：年間23,500円

※ 「集団宿泊学習」は別途徴収（令和5年度実績：3,000円）

8 PTA活動について

(1) 総務部会（執行部）

会長、副会長、校長、書記、会計、各専門部長、各学年委員長、学級委員長、
各専門部長で構成され、次の事項を行います。

- ① 総会の決議にもとづく本会の運営
- ② 各部会の連絡調整
- ③ 総会に提出する議案の調整
- ④ その他

※ 年に4回、部会を開催します。

(2) 専門部会と主な仕事内容

次の4つの部会があります。いずれかに所属し、活動に参加していただきます。

部会名	主 な 仕 事 内 容
広報研修部会	・ PTA新聞「さんご樹」の発行（年3回） ・ 各研修会への出席 ・ 研修視察の実施（隔年） ※研修視察は全保護者が参加可能です。
保健体育部会	・ 学校保健員会への出席（年3回） ・ 体育大会の運営補助 ・ 市P連親睦スポーツ大会への参加 ・ 鹿屋市学校保健研究協議大会への出席
生活指導部会	・ 朝のあいさつ運動への参加 ・ 市青少年推進大会への出席 ・ 校外補導の実施（長期休業中） ・ 交通安全立哨指導の実施 ・ （PTAバザー時の校内巡回）
福祉厚生部会	・ PTA物販の企画運営（PTAバザーの企画運営）

(3) 会費（「第一鹿屋中学校PTA会則附則」より）

会費は、会員家庭一戸につき月額250円です。

なお、本校在学学生2名以上の家庭においては、2人目から月額150円です。

令和6年度 第一鹿屋中学校 生徒心得 (R6. 4. 1 ver.)

() 年 () 組

令和6年度に向けて検討中 (2/6 時点)

1 登校・下校

- (1) 交通規則を遵守する。通学路の狭い路地は広がって歩かない。
- (2) 8時00分までに校門を通過, 8時05分までに教室入室完了, 8時10分までに私語をやめて静かに着席を完了する。
- (3) 登下校は原則として制服を着用する。ただし特別な指示がある場合は, 体育服等での登下校を許可する。なお, 部活動後は部活動着のまま下校してよい。
- (4) 自転車の通学(週末の部活動含む)はその条件を満たし許可を受けた者のみとする(条件は別に記載する)。なお, 自転車通学上, ルールに反した場合は, 自転車通学を取り消すこともある。自転車は, 所定の場所に置く。自転車の無灯火や並進, 二人乗りは絶対にしない。
- (5) 欠席・遅刻する場合は, 原則として保護者が学校(担任)へ連絡する。
- (6) 登校後は, 無断で校外に出ない。
- (7) 下校時刻は次のとおりとする。部活動がない生徒は, 帰りの会終了後, 速やかに下校する。

※ 用事がある場合は担任・教科担の指示に従う。※ バス通学生はバス時刻に合わせる。

○ 部活動終了時刻と最終下校時刻

月	部活動終了時刻	最終下校時刻
4~7月	18:30	18:45
9月	18:15	18:30
10月~新人総体	18:00	18:15
新人総体~1月	17:30	17:45
2月	17:45	18:00
3月	18:00	18:15

- (8) 登下校途中の買い食いや寄り道等は絶対にしない。

2 校内生活 (別紙「一中生1日の生活の流れ」参照)

- (1) 全校朝会や生徒集会, 学年集会では, 制服を着用する。
- (2) 学習用具を机上にそろえて始業チャイム2分前に着席, 1分前に黙想し, 教科担任が来るのを静かに待つ。
- (3) 普段の学校生活において, 体育館, 武道館, C・D 棟, 駐輪場・駐車場周辺及びピロティーで過ごしたり, 遊んだりすることは禁止とする。また, 陸上競技場側道路近くや正門及びプール周辺, 生徒玄関前通路でボールを使用しない。
- (4) 職員室や他の教室に入るときは, 入室の許可を得て正しくあいさつをする。
- (5) 学用品やその他の自分の持ち物には全て記名する。学習に不要なものは絶対に持ってこない。学校における学習や教育活動に必要な物・許可がないものは全て「不要物」とみなす。安全上の理由から身体に危害を加える可能性の高いカッター等は校内に持ち込まない。
- (6) 学校・学級で決められた全ての目標, 「一事徹底」や生徒会の努力目標, 注意事項は誠実に実行する。
- (7) 上履きと下履きの区別をする。体育館では指定された体育館シューズを使用する。来客用スリッパの生徒使用は禁止とする。スリッパを忘れたり, 紛失したりした生徒は担任の先生に相談し, 貸し出し用のスリッパでその日は過ごす。新しいものをすぐに購入する。
- (8) 学校用具等, 公共物を大切に使う。使用する場合は, 許可を得る。また, 使用後は後始末をする。
- (9) 休日に登校した場合は, 許可を得てから校舎内に入る。無断で立ち入らない。
- (10) 生徒間での金銭, 物品の貸し借りはしない。
- (11) トイレ内へのカバン・バッグ類の持ち込みは禁止とする。トイレ内で歯磨きをしない。トイレの中にたまらない。
- (12) 大声・奇声をあげたり, 放歌したり, 口笛を吹いたりしない。暴れたり, 走り回ったりしない。教室や階段, 廊下, 生徒玄関の床に直接座らない。
- (13) タオルは適切な大きさのものを使用する。持ち歩くときは必ず折りたたみ, 首や頭にまいたり, 肩にかけたりしない。
- (14) 携帯電話・スマートフォン, その他の通信機器や電子機器を校内に持ち込むことは原則禁止とする。無許可で所持が発覚した場合は素直に教師に渡す。所持が発覚した場合は, 指導の後, 保護者返却とする。2回目以降は, 特別指導とする。
- (15) トイレや水道は使用を許可された場所のみ使用可とする。
- (16) 原則, 他学年へ行くことは禁止とする。生徒会活動・部活動, 教師の指示がある場合などはこれに限らない。
- (17) プリント類は必ず持ち帰る。教室のゴミ箱に捨てたり, 窓から捨てたりしない。
- (18) 制汗剤(シート・スプレー以外)及び日焼け止めの使用は可とするが, 無香料・無着色のものとする。
- (19) 手紙を校内で書いたり, 渡したり, 所持したりすることは禁止とする。
- (20) 建物の窓枠に座ったり, 身を乗り出したり, 外に出たりする等の危険行為は, 絶対にしない。

3 服装・身なりについて「正しく着て制服であり、正しく制服を着て第一鹿屋中学校生」

(1) 校則改定について(令和5年5月2日 生徒会からのメッセージ)

〔生徒の皆さんへ〕「新しい校則について」

今回の校則の見直しは、新しい校則を生徒全員の協力を得られたからこそ、改善することができたと考えています。

しかし、単に新しい校則を作っただけでは意味がありません。

これからの学校生活で、新しく創り上げた校則を、みんなの力で守っていくことが、新しい伝統を築いていく上で大切だと考えています。

そこで、今回、見直しを図った制服の着こなしや髪型、靴下のルールについて、自分たち自身で規範意識を高め、守っていく必要があります。

今回の新しい校則は、私たちが学校生活をより良くするためにも大切なものです。

だからこそ、私たちは、新しい校則を生徒全員で創り上げたということを誇りに思い、自分たちでルールを守り、規範意識を高めていくことが、新しい校則を創った私たちの責任であることを忘れないでください。

皆さんが自分たちで校則を守り、学校生活をより良くすることができるよう、生徒会一同、サポートしていきます。よろしくお願いします。

鹿屋市立第一鹿屋中学校 第77代生徒会 R5.5.2 生徒総会にて改訂

(2) 基本的な考え方

① 制服は学校指定の学生服とする。

※ 服装・身なりに違反があった場合は、その場で直す。直せないものは、正しい身なりにしてから再登校とする。

② 夏服・中間服・冬服の更衣期間は設けず、気候や各自の体調に合わせて着用することができる。

③ 授業中は制服を着用する。体育服は、原則体育の授業と教師側から指示があった場合のみとする。昼休みは必要に応じて、更衣室(武道館。第2図書室)を利用して体育服に着替える。

④ 制服にネーム、体育服にゼッケンをつける。ネームにシールをはったり、文字を消したり、色を付けたりしない。

(3) 制服の着こなしについて(詳細は別紙「服装・身なりについて」を参照する)

〔学ラン・ブレザー・セーラー服について〕

① 上着のボタンは全て留め、中にはシャツを着用する。

② セーラー服タイプの制服を着用する場合は、リボンを正しく付ける。

〔ズボンについて〕

① 黒・紺の無地の1つ穴のベルト(学生ベルト)を必ず着用する。二つ穴など装飾的なベルトは認めない。布製でもよい。ゆるませずにしっかりとしめる。

〔スカートについて〕

① スカートの長さは、ひざ頭の下部が完全にかくれる長さとし、極端に長くしたり、短くしたりしない。

② ウエスト部分で折り返して調節をしない。

〔厳寒期の服装について〕(詳細は別紙「厳寒期の防寒対策」参照)

① 厳寒期は登下校において、冬服の上からのみ、学校ジャージや(部活動)防寒着を着用することができる。また、手袋やネックウォーマーは使用可(マフラーは安全上禁止)とし生徒玄関で着脱する。冬服の下に防寒着(色は黒・紺・グレーなど)を着用可(ハイネック・パーカー・カーディガン等は禁止)とする。また、学校指定の長袖ニット(グレー)を推奨する。

〔その他〕

① シャツや体育シャツはズボンやクォーターパンツ(ジャージ)の中にきちんと入れる。シャツ出しをしない。

② 靴下については白・黒・紺・グレー(ワンポイント可)とする。長さについては、学びの場(健康・安全)、また制服との着こなしの観点から、くるぶしが完全に隠れる長さとする。

③ シャツ、ブラウスの下には色柄が透けない(白・薄目のグレー・ベージュ等)アンダーウェアを着用する(体育用Tシャツは着用しないことが望ましい)。

④ 靴は、ひも付きで白の無地の運動靴とする。

⑤ 指輪、ネックレス、ブレスレット、アンクレット、ピアス等、学校生活に不要なものは健康器具であっても身につけない。ミサンガも禁止とする。化粧(口紅・色つきリップ等含む)はしない。

⑥ 眉を剃ったり、切ったり、抜いたりして手を加えたり、整えたりすることは禁止とする。発覚したら経過観察を職員室で行い、状況によっては眉を描いて授業を受けることとする。部活動生は大会に参加できなくなる可能性があるため絶対に手を加えない。

⑦ 爪を不必要に長くのばしたり、マニキュアを塗ったり、磨いたりしない。

⑧ スリッパ(内履き)には日本語で正しく記名する。落書きは厳禁とする。なお、スポンジ底を意図的に加工しない。スポンジ底がはがれてしまった場合や落書きをした場合は再購入する。

4 頭髪について（詳細は別紙「服装・みなりについて」を参照する）

中学生らしく、清潔感があり、学習や運動に支障をきたさない身なりとすること。また、健康面や衛生面についても配慮し、身なりを整えること。

(1) 前髪について

- ・ 目にかかる長さの前髪はかからないように切ったり、ピンで留めたりして整えること。また、他生徒の視界を遮るような髪型にはしない。

〔理由としては、前髪が長いとその人の視界を妨げたり、毛先が眼球にあたることで傷を負ったりする可能性があるから。〕

(2) 横・後ろ髪について

- ・ 肩に掛かるまたは肩より長い場合は留め具（ゴム、ピン）を用いて結ぶこと。ゴム、ピンの色は黒、紺、茶で、ラメや飾りなどが付いたものは認めない。

〔理由としては、そのような髪は、学習・運動の妨げになる可能性があるから。また、給食配膳時など衛生的にも適切ではないと考えられるため。〕

- ・ 結ぶ位置・結び方については、他生徒の視界を遮る可能性がある結ぶ位置・結び方（頭頂部での団子結びなど）は認めない。ゴムやピンの色の指定等については、学校という学びの場である観点から上記のようにすること。

(3) 整髪料について

整髪料の使用は許可しない。

〔理由としては、頭皮などへの健康面の悪影響や、家庭への経済的な負担という観点から。〕

(4) 染色・脱色・パーマについて

染色・脱色・パーマについては、禁止とする。

〔理由としては、頭皮などへの健康面の悪影響や、家庭への経済的な負担という観点から。ただし、髪質などについてコンプレックスを抱いている生徒がいる場合については、この限りではなく、相談を受けて柔軟に個別対応する。〕

5 かばん・バッグ

(1) 原則、学生カバンを使用する。学校指定の補助バッグは特に指定していない。

(2) シールやステッカーをはったり、落書きをしたりしない。

(3) 学校指定のカバンを使用し、キーホルダー等はつけない。

6 校外生活

(1) 中学生としての自覚を持ち、第一鹿屋中学校の一員として責任ある行動をしましょう。

（深夜徘徊・飲酒・喫煙・火遊び・薬物等の触法行為が絶対にないようにする。）

(2) 外出の時は、行き先と帰宅時刻を家の人に知らせておく。

(3) 放課後や休日に用事があって学校に来るときは制服を着用する。ただし、部活動に参加する場合は、体育服、学校指定のジャージ、部活指定のものでもよい。

(4) カラオケボックス・ボウリング場・ゲームコーナー・プリクラコーナー等への出入りは、保護者同伴とし、生徒だけでの利用は禁止とする。

(5) ゲームセンター・ネットカフェ・漫画喫茶等は保護者同伴であっても出入りは禁止されています。

(6) 友人間で金銭・物品の貸し借りはしない。

(7) 夜間の外出（日没後）は保護者同伴とし、深夜徘徊・外泊は厳禁とする。

(8) SNS トラブルが多発しています。インターネット端末の利用についてはルール・マナーを必ず守ってください。誹謗中傷したり動画や画像を無断で拡散したりすることは厳禁です。

※1 違反があった場合は、以下ようになります。

I 注意や指導に素直にすぐ従い、その場で違反を直すことができる生徒になる。注意や指導には「すみませんでした」や「ありがとうございました」と、笑顔ですぐに応えられるようにする。

II 注意や指導に素直にすぐ従うことができない場合は、別室指導とする。

III 違反の種類に応じて、①再登校指導（家に帰って直してから来る）②保護者連絡（改善の協力）③保護者に迎えに来てもらい下校

※2 現状によっては、これらのルールが変わることもあります。

中学校において、生徒自らが校則や校内規律を重んじること、校内のルールを遵守することは、法律に明示されています。学校が安心・安全な居場所となり、落ち着いた授業や学校生活が展開されるために必要不可欠なものです。大切なことは、「守られているもの」という意識から、規範の意義を理解し、生徒自らが規範を守り行動するという自律・自立の姿勢がみられるような学校になることです。

一 中生1日の生活の流れ

鹿屋市立第一鹿屋中学校

校訓『自律・協同・勤労』のもと、一中生として過ごしていく1日の生活の流れをしっかりとおさえ、学校生活を送っていきましょう。また「礼を正し 場を清め 時を守る」のもと、人として成長していくために数多くのことを学ぶ努力をしていきましょう。生徒の皆さんは下記の流れを頭にいれながら生活してきましょう。

時間	活動内容	生徒の動き	備考
8:00	朝の活動 校門をくぐる	○体力づくり、ボランティア活動・あいさつ運動 ★通学用カバンを画眉に背負って登校する。 ★自転車通学生は決められた駐輪場へ停める。	○必ず2重ロックをする。
8:05	教室入室完了	★朝の活動の準備をする。	○本を持ってくる。
8:10	着席完了 (集合完了)	★私語をやめて、着席し、朝の活動の準備をする。 ★木曜日は集会場に集合完了する。	
8:15	朝の活動開始 (南風録視写)	○朝読書・朝自習・集会・南風録視写 ・無言で活動を行う。	○私語をせずに活動に取り組む。
8:30	朝の学活	○日直は進行をし、各係は仕事を行う。	*机の横には何もかけない。 ○健康観察
8:45	1校時開始	○授業の受け方 ・2分前には着席しておくようにする。 1分前から黙想を開始する。(生活部) ・授業は制服で受ける。 *体育や一部技能教科は除く ・移動教室のときは特に時間に気をつける。 ・私語をせずに集中して取り組む *授業の5カ条の厳守 ・授業中自分勝手な行動をしないようにする。 ○休み時間の過ごし方 ・授業道具の忘れ物がないか確認をする *忘れ物があった場合は、必ず休み時間までに教科担任の先生に連絡しておくこと。	○授業終了後は、次の授業の教科連絡を行う。 ◆授業の心得5カ条 ① 学習用具の確認 ② 元気よくあいさつ ③ 2分前着席 ④ 進んで発表 ⑤ ノートは丁寧に! ＝語先後礼の徹底＝
12:35	4校時終了		○廊下を走り回らない。 ○次の時間の準備をしてから休み時間を過ごすように心がける。
12:35	給食	○当番は給食着に着替え、マスクを着用し移動。 ・マスクを忘れることがないようにする。 ○当番以外の生徒は4校時終了後5分以内に手洗いやトイレを済ませ着席して待つ。 ○全員そろった時点で「いただきます」の合図。 ○給食の放送には静かに耳を傾ける。 ○牛乳パック・おぼんをきれいに洗う。 ○チャイムがなったら全員そろって「ごちそうさま」。	○正しい着こなしをする。 ・給食部の活動
13:10	給食終了		
13:10	休憩	○給食当番は後片付けを行う。(10分以内) ・歯磨きをする前に先に片づけるようにする。 ○歯磨きを行う。(歩きながら×) ○椅子を机の上にあげて、机をひく。 ○翌日の教科連絡を昼休み終了までには終わらせておく。(授業終了後にできなかった場合) ○着替えが必要な場合は更衣室で着替える。	○自分の係を責任を持って行う。 ○D棟1階への出入りは図書館利用に限る。 ○新校舎より北側には行かない。 ○ボールは校庭の中心部で使う(路・プール・木々・プランター・周辺では使用しない)

13:45	予鈴	○授業開始2分前には着席できるように行動する。	
14:00	5校時開始		
15:50	6校時終了		
15:55	作業	○時間いっぱい、自分の担当場所の掃除をする。 ・無言清掃に心がける。 ・感謝の気持ちで掃除を行う。	
16:05	作業終了		
16:10	帰りの学活	○手洗いうがい を済ませて 、時間どおりに帰りの会を始める。 ・配布物は5校時の休み時間までに済ませておく。(配布ボックス担当) ・静かな雰囲気の中で帰りの会を行う。	○周囲を見て行動するようにする。 ○配布物の取り忘れがないようにする。 ★友人を待つ場合は、玄関ホールで待つ。
16:20			
	放課後	○下校、部活動への移動を急ぐ。 ★用事のない生徒は教室に残らず、16時45分までには下校する。 ○日直の仕事 ・帰りの会の進行 ・教室の後片付け、戸締まり(窓閉め)をし、 *机・椅子はきれいに並べ、カーテンは開けておく *ゴミ箱は空にしておく。 ・学級日誌の記入 ○部活動は完全下校時刻を守る。	○責任を持って行う。 ★カバンは教室に置いていかないようにする。 ○許可されたもの以外、置き勉をしない。

【その他・確認事項】

◎集会活動について…

・全校朝会⇒指定された出入り口(体育館)を利用します。

【1年生…前方右側、2年生…後方左側、3年生…正面玄関】

・学年朝会⇒1年生…武道館、2年生…体育館、3年生…3Fビロティ

◎自転車通学生

・門のところで降りて、校内では絶対に乗車しない。

・学級毎に決められた駐輪場へ停めること。

*鍵の施錠をしっかりと行うこと。特に、2重ロックまでしっかりと行うこと。

・登下校中は降りていてもヘルメットを着用するように心がける。

◎職員室への入室の仕方

・〇年〇組の〇〇です。〇〇先生に用がぁつてきました。入ってもよろしいですか。

・入室時…「失礼します」、退室時「失礼しました」

*どちらも職員室に向かって頭を下げながら一礼する。

◎トイレの使用の仕方

・トイレ用スリッパに必ず履き替えるようにする。

*後で使う人の気持ちを考えて、きちんと並べるようにする。気がいたら即行動するようにしよう。

◎その他

・上履きで外にでないようにする。スノコに靴で上がらない。

・目上の人への言葉遣いをしっかりと学んでいきましょう。

服装・身なりについて **夏服**

(身なりを正しくして登校しましょう)

ポロシャツの上に学校指定のベストを着用することができる。〔共通〕



・スカートのすそは、ひざ下(立てひざで、スカートのすそが床につく長さ。(長すぎても×))



1 頭髪について

中学生らしく、清潔感があり、学習や運動に支障をきたさない身なりとすること。また、健康面や衛生面についても配慮し、身なりを整えること。

(1) 前髪について

目にかかる長さの前髪はかからないように切ったり、ピンで留めたりして整えること。また、他生徒の視界を遮るような髪型にはしない。

〔理由としては、前髪が長いとその人の視界を妨げたり、毛先が眼球にあたることで傷を負ったりする可能性があるから。〕

(2) 横・後ろ髪について

肩に掛かるまたは肩より長い場合は留め具(ゴム、ピン)を用いて結ぶこと。ゴム、ピンの色は黒、紺、茶で、ラメや飾りなどが付いたものは認めない。

〔理由としては、そのような髪は、学習・運動の妨げになる可能性があるから。また、給食配膳時など衛生的にも適切ではないと考えられるため。〕

結ぶ位置・結び方については、他生徒の視界を遮る可能性がある結ぶ位置・結び方(頭頂部での団子結びなど)は認めない。ゴムやピンの色の指定等については、学校という学びの場である観点から上記のようにすること。

(3) 整髪料について

整髪料の使用は許可しない。

〔理由としては、頭皮などへの健康面の悪影響や、家庭への経済的な負担という観点から。〕

(4) 染色・脱色・パーマについて

染色・脱色・パーマについては、禁止とする。

〔理由としては、頭皮などへの健康面の悪影響や、家庭への経済的な負担という観点から。ただし、髪質などについてコンプレックスを抱いている生徒がいる場合については、この限りではなく、相談を受けて柔軟に個別対応する。〕

※ 靴下については白・黒・紺・グレー(ワンポイント可)とする。長さについては、学びの場(健康・安全)、また制服との着こなしの観点から、くるぶしが完全に隠れる長さとする。

※ シャツ、ブラウスの下には色柄が透けない(白・薄目のグレー・ベージュ等)アンダーウェアを着用する(体育用Tシャツは着用しないことが望ましい)。

※ 眉剃り、化粧、ピアスについては禁止とする。

※ つめは短く切り、マニキュアはしない。

※ 靴は、ひも付きで白の無地の運動靴とする。

※ 学校指定のカバンを使用し、キーホルダー等はつけない。

○ その場で直せるものはその場で直す。それ以外は、正しい身なりにしてから再登校とする。

・一番上のボタンのみ外しても構わない。(ただし式典等指示がある場合は一番上までとめる)〔共通〕



・左袖に校章が入った、学校指定のものを着用する。〔共通〕



・中に着ているものはみ出ない
・シャツをきちんと入れる。〔共通〕

・黒か茶のベルトをつける。2つ穴はダメ。

・ズボンの裾の長さは、スリッパを脱いで立った時に、床に裾がつかない長さ。



服装・身なりについて 中間服 (身なりを正しくして登校しましょう)

ポロシャツの上に学校指定のベストを着用することができる。〔共通〕



・スカートのすそは、ひざ下(立てひざで、スカートのすそが床につく長さ。(長すぎても×))

1 頭髪について

中学生らしく、清潔感があり、学習や運動に支障をきたさない身なりとすること。また、健康面や衛生面についても配慮し、身なりを整えること。

(1) 前髪について

目にかかる長さの前髪はかからないように切ったり、ピンで留めたりして整えること。また、他生徒の視界を遮るような髪型にはしない。

〔理由としては、前髪が長いとその人の視界を妨げたり、毛先が眼球にあたることで傷を負ったりする可能性があるから。〕

(2) 横・後ろ髪について

肩に掛かるまたは肩より長い場合は留め具(ゴム、ピン)を用いて結ぶこと。ゴム、ピンの色は黒、紺、茶で、ラメや飾りなどが付いたものは認めない。

〔理由としては、そのような髪は、学習・運動の妨げになる可能性があるから。また、給食配膳時など衛生的にも適切ではないと考えられるため。〕

結ぶ位置・結び方については、他生徒の視界を遮る可能性がある結ぶ位置・結び方(頭頂部での団子結びなど)は認めない。ゴムやピンの色の指定等については、学校という学びの場である観点から上記のようにすること。

(3) 整髪料について

整髪料の使用は許可しない。

〔理由としては、頭皮などへの健康面の悪影響や、家庭への経済的な負担という観点から。〕

(4) 染色・脱色・パーマについて

染色・脱色・パーマについては、禁止とする。

〔理由としては、頭皮などへの健康面の悪影響や、家庭への経済的な負担という観点から。ただし、髪質などについてコンプレックスを抱いている生徒がいる場合については、この限りではなく、相談を受けて柔軟に個別対応する。〕

※ 靴下については白・黒・紺・グレー(ワンポイント可)とする。長さについては、学びの場(健康・安全)、また制服との着こなしの観点から、くるぶしが完全に隠れる長さとする。

※ シャツ、ブラウスの下には色柄が透けない(白・薄目のグレー・ベージュ等)アンダーウェアを着用する(体育用Tシャツは着用しないことが望ましい)。

※ 眉剃り、化粧、ピアスについては禁止とする。

※ つめは短く切り、マニキュアはしない。

※ 靴は、ひも付きで白の無地の運動靴とする。

※ 学校指定のカバンを使用し、キーホルダー等はつけない。

○ その場で直せるものはその場で直す。それ以外は、正しい身なりにしてから再登校とする。



・一番上のボタンのみ外しても構わない。(ただし式典等指示がある場合は一番上までとめる)〔共通〕

・黒か茶のベルトをつける。2つ穴はダメ。

・カッターシャツの袖ボタンをしっかりとめる。
・中に着ているものはみ出ないようにする。
・シャツをしっかりと入れる。(共通)

・ズボンの裾の長さは、スリッパを脱いで立った時に、床に裾がつかない長さ。

服装・身なりについて 冬服

ポロシャツの上に学校指定のベストを着用することができる。〔共通〕



・ボタンは2つともしっかりととめる。
〔共通〕

・スカートのすそは、ひざ下(立てひざで、スカートのすそが床につく長さ。(長すぎても×))



(身なりを正しくして登校しましょう)

1 頭髪について

中学生らしく、清潔感があり、学習や運動に支障をきたさない身なりとすること。また、健康面や衛生面についても配慮し、身なりを整えること。

(1) 前髪について

目にかかる長さの前髪はかからないように切ったり、ピンで留めたりして整えること。また、他生徒の視界を遮るような髪型にはしない。

〔理由としては、前髪が長いとその人の視界を妨げたり、毛先が眼球にあたることで傷を負ったりする可能性があるから。〕

(2) 横・後ろ髪について

肩に掛かるまたは肩より長い場合は留め具(ゴム、ピン)を用いて結ぶこと。ゴム、ピンの色は黒、紺、茶で、ラメや飾りなどが付いたものは認めない。

〔理由としては、学習・運動の妨げになる可能性があるから。また、給食配膳時など衛生的にも適切ではないと考えられるため。〕

結ぶ位置・結び方については、他生徒の視界を遮る可能性がある結ぶ位置・結び方(頭頂部での団子結びなど)は認めない。ゴムやピンの色の指定等については、学校という学びの場である観点から上記のようにすること。

(3) 整髪料について

整髪料の使用は許可しない。

〔理由としては、頭皮などへの健康面の悪影響や、家庭への経済的な負担という観点から。〕

(4) 染色・脱色・パーマについて

染色・脱色・パーマについては、禁止とする。

〔理由としては、頭皮などへの健康面の悪影響や、家庭への経済的な負担という観点から。ただし、髪質などについてコンプレックスを抱いている生徒がいる場合については、この限りではなく、相談を受けて柔軟に個別対応する。〕

※ 靴下については白・黒・紺・グレー(ワンポイント可)とする。長さについては、学びの場(健康・安全)、また制服との着こなしの観点から、くるぶしが完全に隠れる長さとする。

※ シャツ、ブラウスの下には色柄が透けない(白・薄目のグレー・ベージュ等)アンダーウェアを着用する(体育用Tシャツは着用しないことが望ましい)。

※ 眉剃り、化粧、ピアスについては禁止とする。

※ つめは短く切り、マニキュアはしない。

※ 靴は、ひも付きで白の無地の運動靴とする。

※ 学校指定のカバンを使用し、キーホルダー等はつけない。

○ その場で直せるものはその場で直す。それ以外は、正しい身なりにしてから再登校とする。



・上着の下はカットシャツを着用。上着を脱いだときはカットシャツの状態になる。
・防寒着として上着の中に着るものは無地の黒、紺系のものとする。
〔共通〕

・袖のボタンをしっかりとめ、中に着ているものがはみ出ないようにする。〔共通〕

・黒か茶のベルトをつける。2つ穴はダメ。



・ズボンの裾の長さは、スリッパを脱いで立った時に、床に裾がつかない長さ。

新中学 1 年生保護者の皆様

鹿屋市立第一鹿屋中学校
校長 吉岡 一徳

校納金に係るゆうちょ銀行自動払込利用申込書の提出について（お願い）

新春の候、保護者の皆様におかれましてはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、本校では給食費及びPTA会費等の諸費並びに学年徴収金の集金を、金銭の紛失・トラブル防止の観点から口座振替にて行っております。

つきましては、下記の要領でゆうちょ口座の登録をお願いいたします。

御多用のところ大変恐縮ですが、御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 手続きの流れ

- (1) 別紙記入例を参考に同封の「自動払込利用申込書」に必要事項を御記入ください。
- (2) 下記の必要な書類を最寄りの郵便局へ御提出ください。

【ゆうちょ口座をお持ちの方】	【ゆうちょ口座をお持ちでない方】
① 自動払込利用申込書	① 自動払込利用申込書
② 登録するゆうちょ銀行の通帳	② 印鑑（登録をしたい届出印）
③ 印鑑（登録する口座の届出印）	③ 身分証明書（運転免許証、健康保険証など）
	※ 開設時の初期入金は0円でできます。

2 提出期限及び提出先

2月29日（木）までに最寄りの郵便局の窓口へ御提出ください。

（郵便局窓口営業時間： 9時 ～ 16時 ）

3 郵便局からの連絡事項

- ・ 手続きにかかる時間は問題がなければ**約10分**、変更事項の手続きや新規開設の場合は**約20分から40分**ほどかかるので、時間に余裕を持って来店してください。
- ・ 毎年、**通帳に登録している住所が違うため、住所変更の手続きをされる方が多い**です。不明な場合は、事前に窓口で確認をして頂き、必要な手続きをしていただきますようお願いいたします。
- ・ その他手続き上、不明な点がありましたら最寄りの郵便局へお問い合わせください。

4 その他

- ・ 3月末までに転出が確定している方は今回の手続きは不要となりますが、中学校へその旨お知らせください。
- ・ その他、不明な点がありましたら本校事務室（Tel：0994-43-2920 担当：内山）へ御連絡ください。

自動払込利用申込書

自払申込

※太枠内にボールペンではっきりとご記入ください。
※「お届け印」欄には、通常貯金のお届け印を押してください。
※総合口座通帳を併せて、ご提出ください。
私は下記の払込金を次により自動払込みによって支払うこととしたいので依頼します。
私は自動払込み規定及びゆうちょ銀行所定の関係規定に同意の上、申し込みます。
なお、本申込書は、私に代わって貴行から下記加入者にお届けください。

※記入例



お申込人(口座名義人)	おところ	郵便番号 (893 - 0064) 鹿屋市西原 2丁目1番2号	
	おなまえ	フリガナ カヤ タロウ 鹿屋 太郎 (口座名義人名) 様	お届け印  ※通帳印
	日中ご連絡先電話番号	☒ 携帯 ☒ 会社 ☒ 自宅 000 - XXXX - ΔΔΔΔ	
	記号番号	記号 1 2 3 4 0 番号 (B折未満の場合は右詰めでご記入し、その後の空欄には「0」をご記入ください) 5 6 7 8 9 1 0 0	
▲通帳に記載のある方のみご記入ください。			

▼お申込みの日から払込みが開始される日までの期間を1か月以上あけてご記入ください。 ▼払込日は収納加入者さまにご確認の上、ご記入ください。

払込先	加入者名	鹿屋市立第一鹿屋中学校			
	口座番号	17800-32592201			
払込金の種別	該当の項目にレ印をつけてください。	☐ 電気料金 20	☐ 住宅使用料 25	☐ 授業料等 29	☐ 割賦代金 34
		☐ ガス料金 21	☐ 公庫償還金 26	☐ 購読料 31	☐ 税金 35
		☐ 水道料金 22	☐ 育英会返還金 27	☐ 年金保険 32	☒ 校納金 30
		☐ 電話料金 23	☐ 各種保険料 28	☐ 会費 33	

払込開始月 令和6年〇月(※) 払込日 毎月25日 (再払込日10日) 土・日・祝日の場合は翌営業日

※払込開始月の指定がない場合は、空欄のままご提出ください。

▼「ご契約者欄」はお申込人とご契約者の「おところ・おなまえ」が異なる場合にご記入ください。

ご契約者	おところ	郵便番号 (-)	
	おなまえ	フリガナ おなまえ 様	
	日中ご連絡先電話番号	☒ 携帯 ☒ 会社 ☒ 自宅 - -	

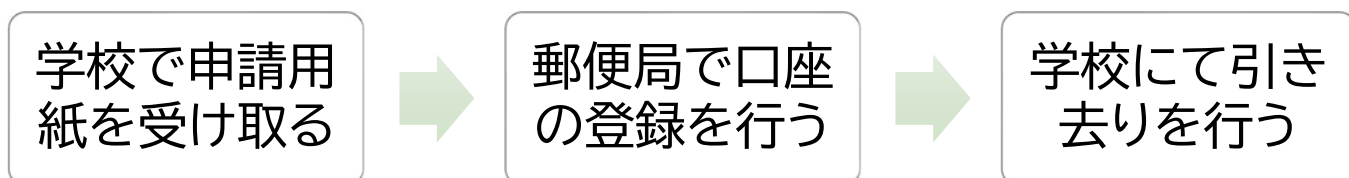
※必ず記入して下さい※

※生徒名を記入(例: 鹿屋二郎)

ゆうちょ口座登録フォームのご案内

保護者の皆様のご協力もあり、令和5年度をもって全学年ゆうちょ口座へ移行が完了しましたので、保護者の皆様の負担軽減を目的として、回答フォームを使用してゆうちょ口座登録を簡略化します。

【従来】



【今回】



⇒ 申請書の記入をする必要がなく、郵便局へ行く手間もないのでスムーズ!!

○ 登録方法

下記 QR コードを読み取って、令和6年2月 29 日（木） 17:30 までに

フォームへご回答してください。

※ 期日終了後、このフォームは使用できません。



令和 5 年 5 月 22 日

1 年生の保護者の皆様へ

鹿屋市立第一鹿屋中学校

校長 吉岡 一徳

学校納金について（お知らせ）

立夏の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
さて、本年度の学校納金について、下記のとおり詳細をお知らせいたします。

記

1 給食費及び諸費並びに学年徴収金

(1) 口座振替金額

裏面の学校納金（口座振替）一覧表のとおりです。学年徴収金も含めて引落を行いますのでご協力をお願いいたします。

(2) 口座振替日 毎月 25 日 （振替日が土日祝日の場合は、翌営業日）

再振替日 毎月 10 日 （再振替日が土日祝日の場合は、翌営業日）

(3) 振替手数料 1 回につき 10 円

(4) その他

ア 裏面(表)にある長子・次子とは、本校に同一家族で 2 名以上在籍する場合に、上学年の子（同学年の場合は一人）を長子とします。

イ 現金で納入を希望される方は原則、一括でお支払いいただきます。

6 月 9 日（金）までに右記のいずれかの方法でお納めください。

(ア) 口座へ振り込む場合

a ゆうちょ銀行から振り込む場合

記号 1 7 8 0 0 番号 3 2 5 9 2 2 0 1

名義 鹿屋市立第一鹿屋中学校 (カノヤタロウ イカノヤチュウガッコウ)

b 他金融機関から振り込む場合

店名 七八八 店番 7 8 8

預金種目 普通預金 口座番号 3 2 5 9 2 2 0

※ 振込依頼書の記入について（お願い）

学校納金を振り込まれる場合、振込依頼書のご依頼人の欄は保護者の名前ではなく、生徒の年・組・名前をご記入ください。（例：1-1 カノヤ タロウ）

※ 口座振込にて一括でお支払いいただいた際には、お手数ですが事務室へご連絡いただきますようお願い申し上げます。

(イ) 直接持参する場合

第一鹿屋中学校 事務室へご持参ください

※ 金銭事故防止の観点から、必ず保護者自身で事務室へ納入してくださいようお願いします。

ウ 転入生及び特別支援学級生は学年徴収金の金額が変わりますので、学年から配布された資料をご参照ください。

エ 1 月集金予定の給食費について、変更がありましたらお知らせをいたしますので、その際はお手数ですがご確認をお願いします。

令和5年度 1年生 学校納金(現金納入)一覧表(予定) 基本形

番号	費目		年額	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	備考
1	給食費		24,840	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,340		1月分給食費は調整する可能性があります。その際はご連絡いたします。
2	諸費	PTA会費(長子)	3,000		500	250	250	250	250	250	250	250	250	500	
		PTA会費(次子以降)	1,800		300	150	150	150	150	150	150	150	150	300	
3		生徒会費	300		50	25	25	25	25	25	25	25	25	50	
4		体育後援会費	3,000		500	250	250	250	250	250	250	250	250	500	
5		文化後援会費	1,200		200	100	100	100	100	100	100	100	100	200	
6	学年徴収金		23,500		3,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500		1月集金分にてスポーツ振興センター掛金等に係る返金分の調整を行う予定です。
7	振替手数料		110	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
合計		長子	55,950円(予定)	2,510	7,260	5,635	5,635	5,635	5,635	5,635	5,635	5,635	5,475	1,260	
		次子以降	54,750円(予定)	2,510	7,060	5,535	5,535	5,535	5,535	5,535	5,535	5,535	5,375	1,060	
口座振替日				4/28	5/25	6/26	7/25	8/25	9/25	10/25	11/27	12/25	1/25	2/26	
口座振替日(再振替日)				5/10	6/12	7/10	8/10	9/11	10/10	11/10	12/11	1/10	2/12	3/4	2月集金分について、未納者対応のため通常より早めに設定しています。

部 活 動 心 得

鹿屋市立第一鹿屋中学校

＜部活動一覧＞

体育系・・・男女バレーボール，男女バスケットボール，男女ソフトテニス，
男女卓球，水泳，陸上，野球，サッカー，剣道，男女バドミントン
文化系・・・吹奏楽，美術，科学，家庭

1 ねらい

- (1) 部活動は，学校教育の一環として実施され，放課後に1年生から3年生まで学年学級を問わず，同じ趣味・関心をもつものが集まり楽しみながら個性を伸ばし又より良い人間関係を養うために行う。
- (2) 体育的活動を通して体力・気力の充実など，心身の健全な発達を図るとともに，技術の習得を目指す。
- (3) 文化的な活動を通して，文化に親しむとともに技術の向上を図る。

2 約束事項

- (1) 顧問の指示に従い，キャプテンを中心に自主的に練習する。
- (2) 生徒は，帰りの学活が終了したら直ちに下校の準備をして，部活動の場所に移動する。
- (3) 部員間の相互理解に努め，学校生活においても元気の良いあいさつを行う。
- (4) 練習場所や用具は常に大切にし，各部で責任を持って管理する。
- (5) 無断欠席やずる休みをしない。休みや見学の場合は顧問に必ず連絡する。
- (6) 更衣室・部室は，着替えや準備だけに使用する。私物を置いたり，飲食に使用したりしない。
- (7) 部室や練習場所の施錠は，顧問の責任において確実にを行い，鍵や道具は必ず所定の場所に返す。
- (8) 活動時の服装については，体育服及びユニフォーム・各部活動で指定したものに限る。登校は制服とし，下校は制服または体育服及び各部で定めた服装とする。
- (9) テスト前の練習停止については次の通りとする。
 - ① 中間テスト5日前
 - ② 期末テスト5日前

※ 1週間以内に試合がある場合は，短時間の練習を認めることがある。ただし，テスト当日は停止する。
- (10) 土・日・祝日の練習については次の通りとする。
 - ① 自宅から部活動に来る場合は，制服または各部の服装で来る。自転車で登校しても良いが自転車通学生に関わらず，自転車許可規定を守り，必ずヘルメットを着用し，交通ルールを守ること。
 - ② 昼食が必要なときは，自宅から準備して持参すること。
- (11) 休養日については，スポーツ庁が定めたガイドライン及び鹿屋市部活動ガイドラインに則り，以下の観点に基づいて適切に休養日を設ける。
 - ① 土・日曜日のいずれかは休みを設ける。但し，試合などで両日活動した時は，一週間のうち必ず一日休日を設ける。

② 週当たり平日1日は休養日を設ける。

※ 体育館部活を除き、毎週水曜日が休養日（ノ一部活動デー）となる。体育館部活は体育館ローテーションにより、休養を設定する。

③ 長期休業中の休養日の設定については、学期中に準じた扱いを行う。

④ 長期休業中には、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外の多様な活動を行うことができるようある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(12) 校則を守り、学校生活において規則正しい生活をする。

(13) 練習時間は次の通りとする。

月	部活動終了時刻	最終下校時刻
4～7月	18:30	18:45
9月	18:15	18:30
10月～新人総体	18:00	18:15
新人総体～1月	17:30	17:45
2月	17:45	18:00
3月	18:00	18:15

※ 練習後は後始末や着替えを素早くすませ、校門を出る時間（最終下校時刻）を厳守する。

※ 朝練習については顧問の指導の下、7:50までとする。

※ 昼練習については顧問の指導の下、安全に留意し活動する。

※ 練習時間は、平日2時間程度、休日・祝日は3時間程度とする。

※ 長期休業中の練習時間については、学期中に準じた扱いを行う。

(14) 大会出場は、年間12大会（中体連大会を除く）以内とする。

(15) 毎月月末は、キャプテン会を全体職員室で行うものとする。

3 入・退部について

(1) 入部について

ア 本人及び保護者が入部心得を理解した上で別紙「入部届」により、担任に提出し担任印をもらう。その後、顧問に届け出、顧問が保管する。

イ 1年生については、4月第3週の月曜日から4月末までを仮入部期間とし、入部届は4月末までに提出する。（仮入部期間は顧問の許可を得て活動の体験ができる。入部届を出すことで正式入部となる）

ウ 2・3年生については、4月第4週の金曜日までに顧問の先生に入部届を提出する。

(2) 退部について

本人及び保護者連名で別紙「退部届」を顧問に提出し顧問印をもらう。その後、担任に提出し担任印をもらう。再び顧問に提出し顧問が保管する。

(3) 活動期間は1年とする。（年度毎に更新すること）

(4) 入部した部活動を退部する場合は必ず「退部届」を提出する。

(5) 退部届を提出した後1か月は他の部活動に入部できない。

令和6年度鹿屋市立第一鹿屋中学校校舎配置図（案）

